## 幼児教育・保育の無償化の概要について

幼児教育・保育の無償化(以下「無償化」という。)は、子どもたちに生涯にわたる人格形成の基礎を 培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、国において 実施されるものです。

令和元 (2019) 年 5 月 10 日に無償化のための改正子ども・子育て支援法が可決され、<u>令和元 (2019)</u> 年 10 月から無償化が開始されることとなりますので、その概要について報告するものです。

## 1. 対象者

幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳の全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども。

## 2. 無償化の対象範囲

対象者が主として利用する施設に応じて、無償化の対象範囲(対象サービス)が異なります。施設 毎の対象範囲は以下のとおりです。

- ① 幼稚園及び認定こども園(教育認定)利用者
  - ア. 対象者の保育料 (新制度未移行幼稚園は月額 2.57 万円までの保育料) を無償化 ※通園送迎費、給食費 (主食・副食)、行事費など実費徴収費用は無償化の対象外
  - イ. 幼稚園等の預かり保育料

対象者が<u>新たに保育の必要性の認定を受けた場合、</u>保育料(ア)に加え、月額 1.13 万円(住 民税非課税世帯の満3歳児は月額 1.63 万円)までの預かり保育利用料を無償化

- ② 保育園、認定こども園(保育認定)、地域型保育事業の利用者対象者の保育料を無償化
  - ※通園送迎費、給食費(副食)、行事費など実費徴収費用は無償化の対象外
- ③ 認可外保育施設等の利用者
  - ア. 対象となるサービス 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業など。
  - イ. 利用上限額

対象者が<u>新たに保育の必要性の認定を受けた場合、</u>月額3.7万円(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円)までの対象サービスの利用料を無償化

## 3. 副食費(食材料費)の取扱い

無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた3歳から5歳までの保育園及び認定こども園(保育認定)を利用する子どもの副食費が実費徴収化されることになります。ただし、年収360万円未満の世帯及び第3子に対しては、新たに副食費が免除される取扱いとなる予定です。

なお、0歳から2歳までの子どもについては、これまで同様に主食・副食費ともに保育料に含まれる取扱いとなります。